

I 熊本地震における成果と課題

成果

被災市町村において、被災住民の生活再建に向け、短期集中的に、これまでより格段に多くの応援職員（※1）を迅速に確保（派遣は新たな段階に）

※1 避難所の運営や罹災証明書の交付等のために派遣される職員（消防、警察等人命救助に従事する職員を除く）

【熊本地震における確保状況】

H28. 4/16の地震発生後、4/19には200人超、4/26には1,000人超 ⇒ 5/20まで1,000人超の規模で推移（最大は5/11で1,440人（県41人、市町村1,399人））

【参考】東日本大震災においては、個別応援は行われていたが、全国スキームによる職員派遣は H23. 3/11の発災後約1ヶ月を経過した4/22が最初（326人）

【応援職員を確保できた背景・理由】

- ① 東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正（派遣ニーズの顕在化・拡大）
 - ・避難所運営や罹災証明書の交付事務等について応援職員派遣の対象に（最大の5/11で避難所660人、罹災証明書593人）
 - ・罹災証明書を遅滞なく交付することを市区町村の義務に
- ② 「対口支援方式」（※2）の採用
 - ・熊本地震においては、被災市町村ごとに各県による対口支援を実施
 - ・対口支援県が、自らニーズを把握し、自律的に応援職員を派遣 ⇒ 迅速な対応が可能（熊本市は指定都市市長会が対応）
- ③ 全国知事会を中心とした全国スキームによる支援
 - ・熊本地震においては、対口支援県が派遣ニーズに対応できない場合には、全国スキームで対応

※2 「対口支援方式」とは、被災市区町村を1対1で担当する団体が、自己完結的に支援を行う方式。「カウンターパート方式」とも呼ばれている。

課題1：応援職員の派遣スキームの運営

- ① 都道府県と区域内市区町村との一体的な支援について、明確な仕組みが設けられていないこと
 - ◆熊本地震においては、都道府県が区域内市区町村に対して応援職員の派遣を求める仕組みが明確でないため、混乱が生じた
- ② 指定都市を含めた一元的な調整の在り方
 - ◆指定都市が存在しない都県での災害や、指定都市が存在する道府県で指定都市とそれ以外の市町村の派遣ニーズが全く異なる災害の場合、指定都市を含めた一元的な調整が必要
- ③ 災対法第74条の2の「内閣総理大臣による応援の求め」に係る対処方針
 - ◆熊本地震において、総務省のイニシアチブにより、緊急に応援職員の派遣を行った事例あり（災害対策基本法の「内閣総理大臣による応援の求め」としては実施せず） ⇒ 対処方針の明確化が必要

課題2：被災市町村のマネジメント機能の低下

災害マネジメント機能に対する支援の在り方

一般の市区町村では、災害対策のノウハウが乏しい場合もあり、かつ、職員が罹災するおそれもある

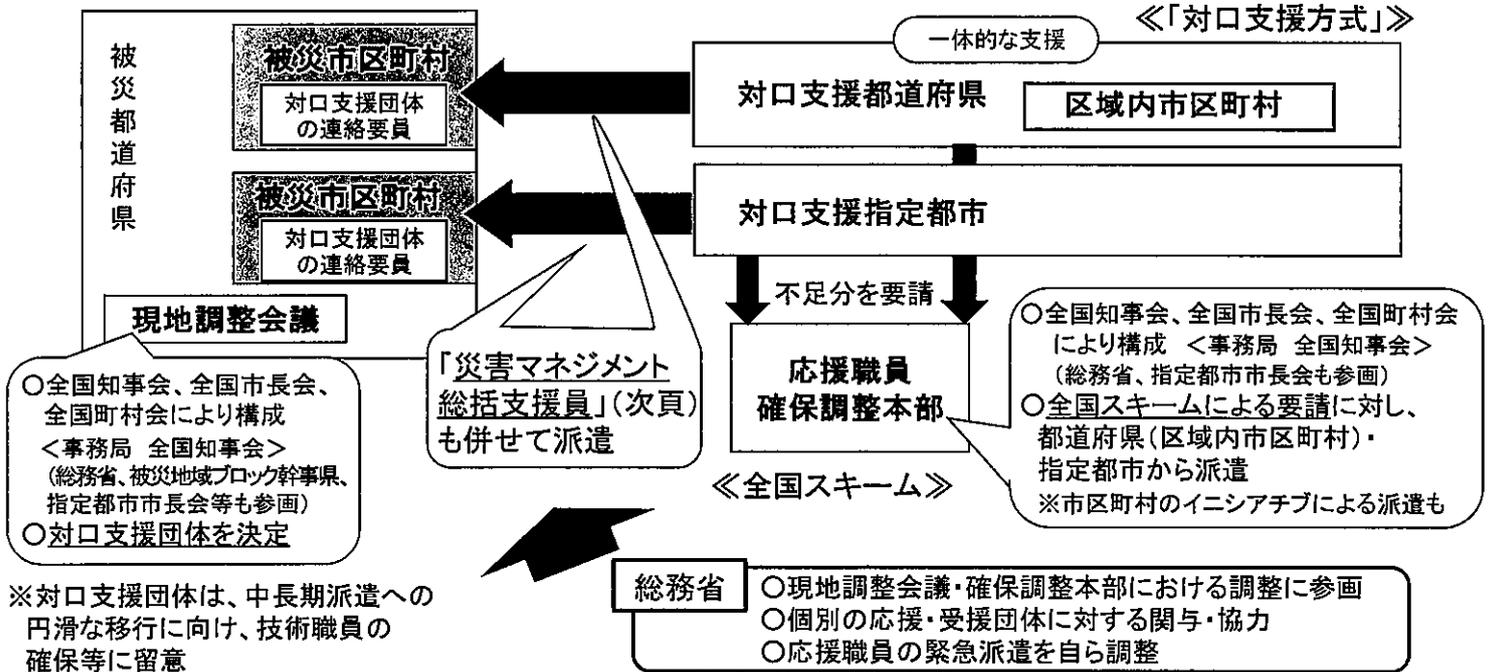
- ◆熊本地震において、災害マネジメント機能が極度に低下した被災市町村に対し、災害対応経験のある地方公共団体の幹部職員が派遣され、混乱したマネジメント機能が抜本的に改善された事例あり
- ◆併せて、対口支援県により、被災市町村に対し、災害対策に関するノウハウの提供や、管理マネジメントに対する支援が広く行われた

II 提言内容のポイント

大規模災害時に、被災市区町村を抜本的に支援するため、以下の2つのシステムを一体的に導入・整備

1. 「被災市区町村応援職員確保システム」の構築

- 被災市区町村ごとに「対口支援方式」による支援を実施
- 「対口支援方式」と全国スキームの二段階の体制で対応
- 都道府県と区域内市区町村による一体的な支援が原則（法制化を推進）



2. 「災害マネジメント総括支援員」制度の構築

「災害マネジメント総括支援員」とは

- ① **役割** 首長の「災害マネジメント」を総括的に支援 (被災市区町村の事情を十分尊重)

※「災害マネジメント」の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

- ② **求められる資質**

- ・ 災害対策の陣頭指揮の経験
 - ・ 派遣職員として災害マネジメントに関与
- ⇒ 総務省・消防庁で研修・訓練等を実施

さらに課長級以上であることが必要

登録・派遣の仕組み

- ① **総務省への登録制**

都道府県・指定都市等の推薦を受け、名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化

- ② **対口支援に伴い派遣**

対口支援に伴い、当該都道府県・指定都市等が派遣することが基本

※ 緊急事態の場合は、総務省のイニシアチブにより派遣

「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための 応援職員の派遣の在り方に関する研究会」

開 催 要 綱

1 趣 旨

近時、被災住民の生活再建（罹災証明書発行、避難所運営など）に向けた迅速な対応が、強く要請されている。このため、これを担う被災市町村において、必要な応援職員を災害発生後直ちに確保することが重要な課題となっており、大規模災害の場合には全国的な応援も必要である。

一方、大規模災害時には行政機能が著しく低下した市町村が発生するおそれがあり、被災市町村におけるマネジメント体制の確保支援が重要である。

このような問題意識の下、大規模災害からの被災住民の迅速な生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方について、具体的な検討を行う。

2 名 称

本検討会は「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

3 内 容

下記の事項について調査研究を行う。

- ・ 全国的な応援職員派遣（短期）を被災市町村のニーズに応じ、迅速に行うための仕組み
- ・ 行政機能が著しく低下した被災市町村に対する、マネジメント支援のための職員派遣の仕組み

4 構 成

検討会の構成員は別紙「構成員名簿」のとおりとする。

5 座 長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。

6 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を総務省HPで公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

7 雑 則

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局公務員部公務員課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

構 成 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

稲 繼 裕 昭	早稻田大学政治経済学術院教授
乾 隆 朗	全国市長会行政部長
尾 田 広 樹	指定都市市長会事務局次長
久 保 雅	全国町村会行政部長
坂 本 誠 人	兵庫県防災企画局長
塩 野 徹	全国知事会調査第二部長
芝 崎 晴 彦	東京都総務局総合防災部広域連携担当課長
滝 田 和 明	静岡県危機管理部総務課長
田 脇 正 一	仙台市危機管理室危機管理課長
野 口 貴公美	一橋大学法学研究科教授
紅 谷 昇 平	兵庫県立大学防災教育センター准教授
森 山 浩 一	福岡市市民局防災広域調整担当課長
米 田 昌 司	三重県防災対策部防災対策課長

(幹 事)

安 田 充	総務省自治行政局長
高 原 剛	総務省自治行政局公務員部長
宮 地 毅	総務省大臣官房審議官
杉 本 達 治	消防庁国民保護・防災部長
谷 史 郎	総務省自治行政局公務員部公務員課長
小 川 康 則	総務省自治行政局市町村課長
荻 澤 滋	消防庁国民保護・防災部防災課長
須 藤 明 裕	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 (災害緊急事態対処担当)